

令和7年6月20日
北海道開発局

指名停止措置を行いました

～独占禁止法違反行為～

北海道開発局は、日精株式会社、住友重機械搬送システム株式会社、IHI運搬機械株式会社及び新明和工業株式会社に対し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、指名停止2か月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第5号に該当）

公正取引委員会は、日精株式会社、住友重機械搬送システム株式会社及び新明和工業株式会社に対し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、独占禁止法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため、また、IHI運搬機械株式会社に対し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、その事実を公表したため、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
日精株式会社	東京都港区西新橋一丁目18番17号
住友重機械搬送システム株式会社	東京都品川区西品川一丁目1番1号
IHI運搬機械株式会社	東京都中央区明石町8番1号
新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1番1号

2. 指名停止措置期間：令和7年6月20日～令和7年8月19日（2か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第5号

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 5 当局の所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 中本 敦浩（内線 5490）

事業振興部 工事管理課 課 長 補 佐 鈴木 千成（内線 5482）

事業振興部 工事管理課 上 席 専 門 官 水野 史朗（内線 5499）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

